

株 主 各 位

(本店所在地)

千葉県市川市上妙典1603番地

(本社所在地)

東京都台東区浅草橋1丁目22番16号
ヒューリック浅草橋ビル8階

東洋合成工業株式会社

代表取締役社長 木村 有 仁

第65回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第65回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月25日(木曜日)午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月26日(金曜日) 午前10時
2. 場 所 千葉県浦安市美浜1-9
浦安ブライトンホテル 1階 フィースト
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 第65期(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)事業報告
及び計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役7名選任の件
 - 第3号議案 監査役1名選任の件
 - 第4号議案 役員賞与支給の件
 - 第5号議案 取締役の報酬額改定の件
 - 第6号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件
 - 第7号議案 監査役に対する退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件
4. 招集に当たっての決定事項

議案に対して賛否の表示をされないときは、賛成の意思表示をされたものとして取扱います。

5. その他本招集ご通知に関する事項

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、当社ホームページ (<http://www.toyogosei.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。

以 上

~~~~~

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類及び事業報告ならびに計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.toyogosei.co.jp/>) に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

### 1. 会社の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及びその成果

当事業年度の世界経済は、米国においては雇用情勢の改善等により個人消費が底堅く緩やかな回復が続きましたが、欧州は弱含みで推移し、中国や新興国では減速の傾向が見られました。日本経済は、消費税率引き上げによる影響があったものの、年度後半からは緩やかな回復基調となりました。

当社を取り巻く事業環境においては、半導体・フラットパネルディスプレイ向けの需要が堅調に推移しました。

このような状況のもと、当社はお客様との関係強化に努め、積極的な拡販、新製品の開発、コスト削減に取り組み、円安による効果もあって、当事業年度の売上高は、16,863,215千円（前期比+1,926,061千円、+12.9%）、営業利益は506,652千円（前期比+953,797千円）、経常利益は677,053千円（前期比+1,132,617千円）、当期純利益は540,325千円（前期比+1,213,478千円）となりました。

##### 【感光性材料事業】

半導体向け感光性材料は、スマートフォンや自動車、LEDなど高機能・小型化が要求される電子機器の需要が伸長しました。また、液晶用途向け感光性材料も、スマートフォンや高精細テレビ、車載LCDなどの需要が堅調に推移しました。

以上の結果、同事業の売上高は9,170,109千円となりました。

##### 【化成品事業】

香料材料部門は、海外向けの販売が堅調に推移しました。また、グリーンケミカル部門は、半導体・フラットパネルディスプレイ向けの需要が好調に推移しました。ロジスティック部門は、法定工事等があったものの、顧客満足度の維持・向上に努めた結果、タンク契約率を高水準で維持いたしました。

以上の結果、同事業の売上高は7,693,105千円となりました。

## 事業別売上高

| 内 容     | 金額（千円）     | 構成比（%） |
|---------|------------|--------|
| 感光性材料事業 | 9,170,109  | 54.38  |
| 化成品事業   | 7,693,105  | 45.62  |
| 合 計     | 16,863,215 | 100.00 |

(注) セグメント間の取引については相殺消去しております。

### ② 設備投資の状況

当事業年度の設備投資の総額は522,588千円であります。このうちの主なものは、下記のとおりであります。

千葉工場 : 感光性材料生産設備

### ③ 資金調達の状況

当事業年度中に、所要資金として、金融機関より長期借入金3,650,000千円の調達を実施しました。

その他の増資、社債発行等による資金調達は行っておりません。

## (2) 財産及び損益の状況

| 区 分                | 第62期<br>(平成23年度) | 第63期<br>(平成24年度) | 第64期<br>(平成25年度) | 第65期<br>(当事業年度)<br>(平成26年度) |
|--------------------|------------------|------------------|------------------|-----------------------------|
| 売 上 高(千円)          | 13,936,708       | 14,115,875       | 14,937,154       | 16,863,215                  |
| 経常利益(△損失)(千円)      | 625,100          | 154,176          | △455,563         | 677,053                     |
| 当期純利益(△損失)(千円)     | 357,027          | 62,029           | △673,153         | 540,325                     |
| 1株当たり当期純利益(△損失)(円) | 44.89            | 7.81             | △84.81           | 68.07                       |
| 総 資 産(千円)          | 26,586,656       | 29,764,342       | 28,859,918       | 28,648,934                  |
| 純 資 産(千円)          | 6,537,207        | 6,570,119        | 5,867,412        | 6,526,114                   |
| 1株当たり純資産額(円)       | 822.03           | 827.74           | 739.21           | 822.20                      |

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

市場や市況の変動による影響を最小限に留め安定的に利益を生み出す事業基盤の構築に向けた、全社的なコスト削減に取り組むとともに、原価の変動に見合った適正な販売価格を維持し、収益性の向上に努めてまいります。

事業部門別の課題として、感光性材料事業では、今後も需要の拡大が見込まれるArFエキシマレーザー用レジスト向け感光材及び光酸発生剤(PAG)ならびに電解液・イオン液体を中心に、営業部門と研究部門の連携をより高めることで、お客様のニーズを的確にとらえ、競争力のある製品を提供する仕組みづくりを構築してまいります。

化成品事業では、グリーンケミカル部門においては、高純度溶剤の拡販及び西日本地区の需要開拓を第一の課題と考えております。また、香料材料部門は、欧州市場での新規顧客開拓を精力的に進め、製品群の拡充及び拡販に努めてまいります。ロジスティック部門は、日本での化学品物流の主要拠点となりましたが、更なるサービスの拡充に努めてまいります。

#### (5) 主要な事業内容（平成27年3月31日現在）

当社は、主に以下のような事業を行っております。

- ① 有機工業薬品・有機溶剤等の製造並びに販売
- ② 画像形成用の感光性材料等の製造並びに販売
- ③ 電子表示機器の材料等の開発、製造並びに販売
- ④ 電池材料並びに電気二重層材料等の研究開発、製造並びに販売
- ⑤ 酵素蛋白、細胞を特定形状化するための感光性樹脂の研究開発、応用品の製造並びに販売
- ⑥ 倉庫業（液体化学品の保管管理）
- ⑦ 貨物運送取扱業

(6) 主要な事業所等（平成27年3月31日現在）

当社の主要な事業所

本社 東京都台東区浅草橋1丁目22番16号  
ヒューリック浅草橋ビル8階

工場 市川工場 千葉県市川市上妙典1603番地  
千葉工場 千葉県香取郡東庄町宮野台1番51号  
香料工場 千葉県香取郡東庄町宮野台1番58号  
淡路工場 兵庫県淡路市生穂新島9番1

高浜油槽所 千葉県市川市高浜町7番地

感光材研究所 千葉県印西市若萩4丁目2番地1

(7) 従業員の状況（平成27年3月31日現在）

| 従業員数 | 前事業年度<br>末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|---------------|-------|--------|
| 511名 | 8名増           | 35.0歳 | 9.5年   |

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況（平成27年3月31日現在）

| 借 入 先          | 借 入 額       |
|----------------|-------------|
| 株式会社 千葉銀行      | 5,292,500千円 |
| 株式会社 東京都民銀行    | 3,551,000千円 |
| 株式会社 みずほ銀行     | 3,073,460千円 |
| 株式会社 日本政策投資銀行  | 2,754,066千円 |
| 株式会社 りそな銀行     | 606,737千円   |
| 株式会社 商工組合中央金庫  | 457,650千円   |
| 農林中央金庫         | 355,000千円   |
| 株式会社 三菱東京UFJ銀行 | 331,676千円   |
| 株式会社 三井住友銀行    | 195,000千円   |
| 株式会社 みなと銀行     | 183,400千円   |
| 日本生命保険相互会社     | 100,000千円   |
| 株式会社 京葉銀行      | 50,000千円    |

- (注) 1. 当社は運転資金の安定的かつ効率的な調達を行うため、借入極度額2,150百万円のコミットメントライン契約を主幹事の株式会社千葉銀行と締結しております。
2. 当該契約に基づく当事業年度末の借入実行残高はございません。

## 2. 会社の状況に関する事項

(1) 株式の状況（平成27年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 30,000,000株
- ② 発行済株式の総数 8,143,390株
- ③ 株主数 7,586名
- ④ 大株主（上位10名）

| 株主名                | 持株数     | 持株比率   |
|--------------------|---------|--------|
| 木村 正輝              | 1,088千株 | 13.71% |
| 木村 有仁              | 694千株   | 8.75%  |
| 木村 愛理              | 383千株   | 4.83%  |
| 株式会社千葉銀行           | 298千株   | 3.76%  |
| 株式会社東京都民銀行         | 298千株   | 3.75%  |
| あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 | 248千株   | 3.13%  |
| 株式会社TGホールディング      | 200千株   | 2.52%  |
| 学校法人早稲田大学          | 200千株   | 2.52%  |
| 片岡 文子              | 163千株   | 2.06%  |
| 東洋合成工業社員持株会        | 142千株   | 1.80%  |

(注) 1. 当社は、自己株式を205,967株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

## (2) 会社役員の状況

### ① 取締役及び監査役の状況（平成27年3月31日現在）

| 会社における地位 | 氏名   | 担当及び重要な兼職の状況           |
|----------|------|------------------------|
| 取締役会長    | 木村正輝 | —                      |
| 代表取締役社長  | 木村有仁 | —                      |
| 取締役      | 出来彰  | 調達部長                   |
| 取締役      | 渡辺宏一 | ロジスティック事業部長<br>兼環境安全部長 |
| 取締役      | 島川優  | 事業サポート部長               |
| 取締役      | 森寧   | 感光材研究所長                |
| 取締役      | 坂間好展 | 財務担当                   |
| 監査役（常勤）  | 萩原正一 | —                      |
| 監査役      | 宮崎誠  | —                      |
| 監査役      | 本間達三 | —                      |

- (注) 1. 監査役萩原正一氏、監査役宮崎 誠氏及び監査役本間達三氏は、社外監査役であります。なお、当社は、監査役宮崎 誠氏を㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は、以下のとおりであります。
- 平成26年6月27日開催の第64回定時株主総会終結の時をもって、専務取締役川村繁夫氏は、任期満了により退任いたしました。
  - 平成26年6月27日開催の第64回定時株主総会終結の時をもって、監査役伊藤 衛氏は、辞任により退任いたしました。
3. 監査役萩原正一氏及び監査役本間達三氏は金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

### ② 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区 分          | 支給人員      | 報酬等の額                |
|--------------|-----------|----------------------|
| 取締役（うち社外取締役） | 8名<br>(0) | 92,070千円<br>(0)      |
| 監査役（うち社外監査役） | 4名<br>(3) | 23,450千円<br>(21,420) |
| 合 計          | 12名       | 115,520千円            |

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与・使用人分賞与は含まれておりません。
2. 取締役及び監査役の支給人員には、平成26年6月27日開催の第64回定時株主総会終結の時をもって、退任した取締役1名、監査役1名を含んでおります。
3. 取締役の報酬限度額は、平成6年5月26日開催の第44回定時株主総会において年額150,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成23年6月22日開催の第61回定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。
5. 報酬等の額には、平成27年6月26日開催の第65回定時株主総会において付議いたします役員

に対する賞与支給予定額が、以下のとおり含まれております。

取締役7名に対し 29,230千円

監査役3名に対し 5,180千円（うち社外監査役3名に対し、5,180千円）

6. 上記のほか、平成27年6月26日開催の第65回定時株主総会において付議いたします「第6号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件」が承認された場合には、以下のとおり役員退職慰労金を支給する予定であります。

取締役1名に対し 4,625千円

7. 平成27年3月24日開催の当社取締役会において、役員退職慰労金規定の改定（在任期間の通算限度15年を廃止）を決議いたしました。これにより、上記のほか当事業年度の役員退職慰労引当金209,793千円（取締役8名に対し208,218千円、監査役4名に対し1,575千円）を繰入れております。

### ③ 社外役員に関する事項

#### イ. 当事業年度における主な活動状況

| 区 分   | 氏 名     | 主な活動状況                                                                                              |
|-------|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 監 査 役 | 萩 原 正 一 | 当期開催の取締役会19回全てに出席し、また当期開催の監査役会14回全てに出席し、議案等について必要な発言を適宜行うとともに、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。 |
| 監 査 役 | 宮 崎 誠   | 当期開催の取締役会19回全てに出席し、また当期開催の監査役会14回全てに出席し、議案等について必要な発言を適宜行うとともに、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。 |
| 監 査 役 | 本 間 達 三 | 当期開催の取締役会19回全てに出席し、また当期開催の監査役会14回全てに出席し、議案等について必要な発言を適宜行うとともに、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。 |

(注) 当社では、当社が求める知見及び独立性を有した社外取締役を導入すべく、鋭意人選を進めて参りましたが、適任者を見つけるに至らず、当社が求める知見及び独立性を有さない方を社外取締役とすることは相当でないとの考えから当事業年度末日を迎えました。その後も人選を進めた結果、この度、当社が求める知見及び独立性を有する鳥井宗朝氏を社外取締役に迎えるべく、平成27年6月26日開催の第65回定時株主総会において第2号議案としてご諮りする運びとなりました。何卒事情ご賢察のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

### (3) 会計監査人の状況

① 名称 新日本有限責任監査法人

#### ② 報酬等の額

|                                    | 報酬等の額    |
|------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                | 22,000千円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭<br>その他の財産上の利益の合計額 | 22,000千円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

#### ③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社都合の場合の他、当該会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断した場合、監査役会は、その事実に基づき当該会計監査人の解任または不再任の検討を行い、解任または不再任が妥当と判断した場合は、監査役会規定に則り「会計監査人の解任または不再任」を株主総会の付議議案とすることを取締役会へ請求し、取締役会はそれを審議いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項に定める事由に該当すると認められる場合は、監査役会が監査役全員の同意に基づき当該会計監査人を解任いたします。

#### (4) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法第362条第4項第6号に規定する「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとしての会社法施行規則第100条第1項及び第3項で定める体制の整備」について、その基本方針を以下のとおり定める。

##### ① 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 当社は、企業の行動規範の基本原則である「経営理念」、「経営方針」及び「行動指針」を定め、取締役及び従業員はこれを遵守し、公正で高い倫理観に基づいて職務を執行する。

ロ. 当社は、「コンプライアンス規定」を定めるとともに、コンプライアンスの全体を総括する組織として、コンプライアンス担当役員または人事・総務担当部長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置する。

ハ. 当社は、取締役及び従業員に、法令及び企業倫理の遵守を徹底させるため、コンプライアンスに係わる定期的な社内教育等を行う。

- ニ. 当社は、社員が法令・企業倫理に違反する行為を発見した場合の報告体制として、社内通報制度を構築する。
  - ホ. 当社は、社長直轄の内部監査室を設置し、すべての業務が法令、定款及び社内規定に準拠して適正に行われているかを調査し、その監査結果を社長ならびにリスク管理委員会に報告する。
  - へ. 監査役は、当社のコンプライアンス上に問題があると認めるときは、社長に意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び「文書管理規定」等に基づき保存・管理することとし、定められた期間保存する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規定その他の体制
- イ. 当社は、想定される事業上のリスクを管理する体制として、「リスク管理規定」を定め、内部統制担当役員を委員長とする「リスク管理委員会」を設置する。
  - ロ. 「リスク管理委員会」は、リスク管理に対する体制ならびに方針を決定し、リスクの評価ならびに各部門への指導を行う。
  - ハ. 内部監査室は、リスク管理体制の構築・運用状況について監査し、その監査結果を社長ならびにリスク管理委員会に報告する。
  - ニ. 当社は、不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限度に留める体制を整備する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜、開催する。
  - ロ. 取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織分掌規定」及び「職務権限規定」において、それぞれの責任者及び責任の範囲、執行手続きの詳細について定める。
- ⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 当社は、当社における業務の適正を確保するため、「関係会社管理規定」を定める。
  - ロ. 当社取締役は、当社において法令違反、その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合は、当社コンプライアンス委員会に報告する。コンプライアンス委員会は、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。

- ⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- イ. 監査役は、監査役の職務を補助すべき使用人として、当社の使用人から監査役補助者を任命することができる。監査役補助者の評価は監査役が行い、監査役補助者の人事異動、賃金等の改定については監査役会の同意を得た上で決定する。
  - ロ. 監査役補助者は、業務の執行に係る役職を兼務しない。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 取締役及び使用人は、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について、監査役に随時報告する。
  - ロ. 監査役は、取締役会はもとより、重要な会議に出席または議事録を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人に報告を求めることができる。

## (5) 会社の支配に関する基本方針

### ① 会社の支配に関する基本方針の内容

当社は、昭和29年設立以来、独創的な視点を大切にした研究・開発に注力し、現在ではフォトレジスト向けの感光性材料ならびに、電解液・イオン液体等の製造・販売を中心とした「感光性材料事業」、香料材料の製造・販売及び電子材料向け溶剤を中心とする高付加価値品の販売及びリサイクル、ならびに液体化学品の保管業務を行う「化成品事業」を営んでおります。

当事業の特徴として、①顧客企業と研究開発段階からの技術的な摺り合せによる参入障壁の構築、②長年にわたり蓄積された高い生産技術力、③事業環境の変化への対応力を高める成長事業と基盤事業を組み合わせた事業ポートフォリオの構築、④各事業が密接に結び付くことによる大きなシナジー効果等により、国内のみならず、世界各国のお客様より高い評価をいただいております。

当社は、当社の財務及び事業方針の決定を支配する者の在り方について、当社の経営理念や企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならぬと考えております。

上場会社である当社の株式は、株式市場を通じて多数の株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模な買付行為や買付提案があった場合においても、当該大規模な買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば一概に否定するものではなく、これに応ずるか否かは最終的に株主の皆様の自由な意思により判断されるべきであるとと考えております。

しかしながら、このような大規模な買付等の中には、専ら買付者自らの利潤のみを追求しようとするもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、上記の例を含め、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模な買付等を行う者を、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

### ② 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

当社は、中長期的な経営戦略及びコーポレート・ガバナンスの強化の両面より、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上に努めております。以下の施策を、会社の支配に関する基本方針の実現に資するものと考えております。

#### イ. 経営の基本方針

当社は、経営方針として「①安全操業を最優先し、従業員、協力会社社員、地域住民など関係者の安心できる操業環境を確保する。②世界最高のマイクロストラクチャー材料を国際社会に提供する。③常に新製品、新プロセス、新サービスを開発する。④生産技術の高度化を推進し、新プロセスを開発、安定品質で市場競争を勝ち抜く。⑤国内外隔たりなく企業活動を展開し、日本を代表するグローバル企業となる。⑥全社をあげて、常に能力開発に努め、個人の能力の向上を通じて創造性を発揮し、社会に貢献する。」を掲げております。当社は、この経営方針に基づき、積極的な事業展開を進め、業容の拡大と業績の向上に邁進し、高品質かつ高機能の材料を可能な限り安価に供給することにより、産業全体の発展と高度化に役立つことを目指しております。

また、創業以来、「当社の生命線は研究開発にある」を理念に、独創的な視点を大切にした研究開発と生産技術の向上に努め、蓄積された技術やノウハウを活用して市場ニーズに迅速かつ的確に対応し、有機合成から、分離精製、プラントエンジニアリング、化成品物流等に至るまで、事業分野及び事業規模を着実に拡大させることにより化学産業界で独自の地位を築いてまいりました。当社は永続的發展を通じてお客様、株主の皆様、従業員等の利害関係者に貢献することを目指しております。

#### ロ. 中長期的な経営戦略

当社は、感光性材料事業及び化成品事業の2事業を営んでおります。感光性材料事業の関連業界は、デジタル家電の発展に伴い今後も成長が期待できると考えられますが、新興国の技術水準の向上とそれに伴う新興国への生産拠点シフトによる低価格化の進行、ならびに技術革新による新技術や新製品の開発競争も激しさを増しております。これら需要変動の影響を最小限に留めるため、化成品事業の競争力をより向上させ、安定した業績を維持できる体制を構築することが必要と考えております。

今後も、安全操業及び安定供給に努め、国内外のお客様との連携をより一層強化していくとともに、市場ニーズを見据えた研究開発力の強化、効率的な生産技術の開発、海外事業の拡大等につきましても引き続き注力し、全社一丸となって企業価値の持続的向上を実現してまいります。

#### ハ. コーポレート・ガバナンスの強化への取組み

当社は、企業価値・株主共同の利益の向上を実現するためには、株主価値を高めることが課題であると認識しており、経営の効率化、健全化を積極的に進めるとともに、経営の透明性を高めるため、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。

具体的には、取締役の責任明確化と経営環境の変化に柔軟に対応するため、取締役の任期を1年としております。また、経営管理機能の強化と取締役業務執行状況の監督強化を目指し、社外監査役3名の体制としております。

さらに、平成19年6月より執行役員制度を導入し、意思決定の迅速化と業務執行体制の強化を図っております。

#### ③会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成20年5月26日開催の取締役会において、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（以下、「本プラン」といいます。）」の導入を決議し、平成20年6月20日開催の当社第58回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただいております。

その概要は以下のとおりです。

#### イ. 本プランの対象となる当社株券等の買付

本プランにおける当社株式の大規模買付行為とは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる買付行為をいい、かかる買付行為を行う者を大規模買付者といいます。

#### ロ. 大規模買付ルールの概要

大規模買付ルールとは、事前に大規模買付者が取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、取締役会による一定の評価期間が経過した後大規模買付行為を開始するというものです。

#### ハ. 大規模買付行為がなされた場合の対応

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。

ただし、大規模買付ルールを遵守しない場合や、遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと取締役会が判断した場合には、対抗措置をとることがあります。

また対抗措置をとる場合、その判断について株主総会を開催し、株主の皆様

様のご意志を確認させていただく場合がございます。

## ニ. 独立委員会の設置

対抗措置を講じるか否かについては、取締役会が最終的な判断を行います  
が、本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされるこ  
とを防止するとともに、その判断の合理性及び公平性を担保するため、独立  
委員会を設置いたします。

対抗措置をとる場合、その判断の合理性及び公正性を担保するために、取  
締役会は対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の是  
非について諮問します。

独立委員会は対抗措置の発動の是非または、対抗措置の発動について株主  
総会へ付議することの要否を取締役会に対し勧告するものとします。

## ホ. 本プランの有効期間等

本プランの有効期間は、平成29年6月30日までに開催予定の当社第67回定  
時株主総会の終結の時までの3年間とし、以降、本プランの継続（一部修正  
したうえでの継続を含む）については3年ごとに定時株主総会の承認を得る  
こととします。

ただし、有効期間中であっても、株主総会または取締役会の決議により本  
プランは廃止されるものとします。

- ④上記取組みが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株  
主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでない  
ことについて

## イ. 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業  
価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」  
の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開  
示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）ならびに経済産業省に設  
置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環  
境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を踏まえたものとなっております。

また、同様に株式会社東京証券取引所の定める「有価証券上場規程 第440  
条（買収防衛策の導入に係る尊重事項）」につきましても充足しております。

ロ. 株主共同の利益を損なうものではないこと

本プランは、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、または株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

本プランの継続は、株主の皆様のご承認を条件としており、株主の皆様のご意思によっては本プランの廃止も可能であることから、本プランが株主共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

ハ. 株主意志を反映するものであること

本プランの導入につきましては、平成20年6月20日開催の当社第58回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただいております。

また、平成23年6月22日開催の当社第61回定時株主総会、及び平成26年6月27日開催の第64回定時株主総会において、本プランの継続について株主様のご承認をいただいておりますが、継続後は本プランの有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

ニ. 独立委員会の判断の重視

本プランにおける対抗措置の発動は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう、本プランの透明な運用を担保するための手続きも確保されております。

ホ. デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によって廃止することが可能です。したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は取締役の任期を1年と定めているため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

なお、当社では取締役解任決議要件につきましても、特別決議を要件とするような決議要件の加重をしておりません。

本プランの有効期限は、平成29年6月30日までに開催予定の当社第67回定時株主総会の終結の時までとなっております。

#### (6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題の一つとして認識しております。

剰余金の配当は、最も重視すべき株主の皆様に対する利益還元策であると認識し、安定配当の維持を基本に会社の安定的な経営基盤の確保とのバランスに配慮しながら、会社の業績、配当性向、内部留保等を総合的に勘案し決定することを基本方針としております。

当社は前期より、誠に遺憾ながら無配を継続してまいりましたが、この間、収益力の向上に取り組み、強固な事業基盤の構築を図るとともに、安定的な配当を実施できる財源の確保に努めてまいりました。

当期の業績につきましては、一定水準の当期純利益を確保できましたことから、今後の事業展開や内部留保等を総合的に勘案いたしました結果、復配の目処がついたものと判断し、当事業年度の期末配当は1株当たり6円とさせていただきます。

また当社は、昭和29年9月に、日本アセチレン化学工業株式会社として麻酔薬等の医薬品用化学製品の製造ならびに精製を行う事業を開始し、平成26年9月27日をもって創立60周年を迎えることができました。

つきましては、これを記念するとともに、株主の皆様への感謝の意を表するため、平成27年3月期の剰余金の配当において、1株当たり6円の記念配当を実施することといたしました。

これにより、平成27年3月期の剰余金の配当は、年間配当として1株当たり12円（普通配当6円＋記念配当6円）とさせていただきます。

なお、内部留保資金につきましては、将来の事業展開に備え、高付加価値製品の研究開発や競争力強化のための設備投資等に充当し、経営基盤の強化に努めてまいります。

剰余金の配当につきましては、平成18年6月22日開催の第56回定時株主総会で取締役会決議において実施できる旨の定款変更が決議されております。なお、四半期配当については現時点で実施する予定はありません。

# 貸借対照表

(平成27年 3月31日現在)

(単位：千円)

| 資産の部            |                   | 負債の部           |                   |
|-----------------|-------------------|----------------|-------------------|
| 科目              | 金額                | 科目             | 金額                |
| <b>流動資産</b>     | <b>10,754,928</b> | <b>流動負債</b>    | <b>11,622,491</b> |
| 現金及び預金          | 1,377,215         | 支払手形           | 192,264           |
| 受取手形            | 121,352           | 買掛金            | 1,708,021         |
| 売掛金             | 2,918,805         | 短期借入金          | 4,470,000         |
| 商品及び製品          | 4,876,666         | 一年内返済予定長期借入金   | 3,926,536         |
| 仕掛品             | 72,611            | リース債務          | 70,678            |
| 原材料及び貯蔵品        | 1,000,256         | 未払金            | 140,373           |
| 原払費用            | 57,873            | 設備関係未払金        | 178,161           |
| 繰延税金資産          | 208,438           | 未払費用           | 139,595           |
| 未収入金            | 38,081            | 未払法人税等         | 55,905            |
| その他の金           | 86,705            | 前受金            | 375,040           |
| 貸倒引当金           | △3,078            | 預り金            | 21,274            |
| <b>固定資産</b>     | <b>17,894,006</b> | 賞与引当金          | 279,774           |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>16,978,919</b> | 役員賞与引当金        | 34,410            |
| 建物              | 3,621,200         | 設備関係支払手形       | 25,466            |
| 構築物             | 3,878,792         | その他            | 4,988             |
| 機械及び装置          | 3,780,905         | <b>固定負債</b>    | <b>10,500,329</b> |
| 船舶              | 0                 | 長期借入金          | 8,553,953         |
| 車両運搬具           | 9,027             | リース債務          | 186,099           |
| 工具、器具及び備品       | 266,994           | 繰延税金負債         | 185,929           |
| 土地              | 5,020,230         | 退職給付引当金        | 1,050,170         |
| リース資産           | 235,286           | 役員退職慰労引当金      | 323,854           |
| 建設仮勘定           | 166,482           | 資産除去債務         | 168,404           |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>321,110</b>    | その他            | 31,916            |
| 借地権             | 142,555           | <b>負債合計</b>    | <b>22,122,820</b> |
| ソフトウェア          | 166,263           | <b>純資産の部</b>   |                   |
| リース資産           | 8,433             | 株主資本           | 6,468,112         |
| その他             | 3,857             | 資本金            | 1,618,888         |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>593,976</b>    | 資本剰余金          | 1,541,589         |
| 投資有価証券          | 272,857           | 資本準備金          | 1,514,197         |
| 関係会社株           | 48,800            | その他資本剰余金       | 27,391            |
| 関係積立            | 220,994           | <b>利益剰余金</b>   | <b>3,396,558</b>  |
| その他             | 51,323            | 利益準備金          | 110,769           |
|                 |                   | その他利益剰余金       | 3,285,789         |
|                 |                   | 固定資産圧縮積立金      | 250,773           |
|                 |                   | 別途積立金          | 2,600,000         |
|                 |                   | 繰越利益剰余金        | 435,016           |
|                 |                   | <b>自己株式</b>    | <b>△88,923</b>    |
|                 |                   | 評価・換算差額等       | 58,001            |
|                 |                   | その他有価証券評価差額金   | 58,001            |
| <b>資産合計</b>     | <b>28,648,934</b> | <b>純資産合計</b>   | <b>6,526,114</b>  |
|                 |                   | <b>負債純資産合計</b> | <b>28,648,934</b> |

# 損 益 計 算 書

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                     | 金 額      |            |
|-------------------------|----------|------------|
| 売 上 高                   |          | 16,863,215 |
| 売 上 原 価                 |          | 13,972,595 |
| 売 上 総 利 益               |          | 2,890,619  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |          | 2,383,966  |
| 営 業 利 益                 |          | 506,652    |
| 営 業 外 収 益               |          |            |
| 受 取 利 息                 | 151      |            |
| 受 取 配 当 金               | 16,124   |            |
| 為 替 差 益                 | 221,408  |            |
| 受 取 家 賃                 | 21,282   |            |
| 技 術 指 導 料               | 44,688   |            |
| 補 助 金 収 入               | 75,923   |            |
| そ の 他                   | 55,957   | 435,536    |
| 営 業 外 費 用               |          |            |
| 支 払 利 息                 | 244,870  |            |
| そ の 他                   | 20,264   | 265,134    |
| 経 常 利 益                 |          | 677,053    |
| 特 別 損 失                 |          |            |
| 固 定 資 産 除 却 損           | 8,157    |            |
| ゴ ル フ 会 員 権 評 価 損       | 5,500    |            |
| 減 損 損 失                 | 108,722  |            |
| 役 員 退 職 慰 労 引 当 金 繰 入 額 | 193,500  |            |
| そ の 他                   | 91       | 315,972    |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         |          | 361,081    |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税   | 50,077   |            |
| 法 人 税 等 調 整 額           | △229,322 | △179,244   |
| 当 期 純 利 益               |          | 540,325    |

## 株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

|                     | 株 主 資 本   |           |                |              |                  |                 |                  |          |
|---------------------|-----------|-----------|----------------|--------------|------------------|-----------------|------------------|----------|
|                     | 資 本 金     | 資 本 剰 余 金 |                |              | 利 益 剰 余 金        |                 |                  |          |
|                     |           | 資本準備金     | その他資本<br>剰 余 金 | 資本剰余金<br>合 計 | 利益準備金            | そ の 他 利 益 剰 余 金 |                  |          |
|                     |           |           |                |              | 固 定 資 産<br>圧縮積立金 | 別 途 積 立 金       | 繰 越 利 益<br>剰 余 金 |          |
| 当期首残高               | 1,618,888 | 1,514,197 | 27,391         | 1,541,589    | 110,769          | 241,349         | 2,600,000        | △164,831 |
| 会計方針の変更による累積的影響額    |           |           |                |              |                  |                 |                  | 68,945   |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高   | 1,618,888 | 1,514,197 | 27,391         | 1,541,589    | 110,769          | 241,349         | 2,600,000        | △95,885  |
| 当期変動額               |           |           |                |              |                  |                 |                  |          |
| 税率変更に伴う積立金の調整額      |           |           |                |              |                  | 12,254          |                  | △12,254  |
| 固定資産圧縮積立金の取崩        |           |           |                |              |                  | △2,830          |                  | 2,830    |
| 当期純利益               |           |           |                |              |                  |                 |                  | 540,325  |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) |           |           |                |              |                  |                 |                  |          |
| 当期変動額合計             | —         | —         | —              | —            | —                | 9,423           | —                | 530,901  |
| 当期末残高               | 1,618,888 | 1,514,197 | 27,391         | 1,541,589    | 110,769          | 250,773         | 2,600,000        | 435,016  |

|                     | 株 主 資 本   |         |           | 評 価 ・ 換 算 差 額    |                | 純資産合計     |
|---------------------|-----------|---------|-----------|------------------|----------------|-----------|
|                     | 利益剰余金     | 自己株式    | 株主資本合計    | その他有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |           |
|                     | 利益剰余金合計   |         |           |                  |                |           |
| 当期首残高               | 2,787,287 | △88,923 | 5,858,841 | 8,570            | 8,570          | 5,867,412 |
| 会計方針の変更による累積的影響額    | 68,945    |         | 68,945    |                  |                | 68,945    |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高   | 2,856,232 | △88,923 | 5,927,787 | 8,570            | 8,570          | 5,936,358 |
| 当期変動額               |           |         |           |                  |                |           |
| 税率変更に伴う積立金の調整額      | —         |         | —         |                  |                | —         |
| 固定資産圧縮積立金の取崩        | —         |         | —         |                  |                | —         |
| 当期純利益               | 540,325   |         | 540,325   |                  |                | 540,325   |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) |           |         | —         | 49,430           | 49,430         | 49,430    |
| 当期変動額合計             | 540,325   | —       | 540,325   | 49,430           | 49,430         | 589,756   |
| 当期末残高               | 3,396,558 | △88,923 | 6,468,112 | 58,001           | 58,001         | 6,526,114 |

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成27年5月15日

東洋合成工業株式会社  
取締役会 御中

#### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 聡 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 植木 貴幸 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東洋合成工業株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第65期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第65期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月22日

東洋合成工業株式会社 監 査 役 会

常 勤 監 査 役 萩 原 正 一 ㊟

(社 外 監 査 役)

社 外 監 査 役 宮 崎 誠 ㊟

社 外 監 査 役 本 間 達 三 ㊟

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

会社法第423条第1項に定める役員等の会社に対する損害賠償責任については、同法第427条第1項の規定により、会社と社外取締役及び社外監査役（以下「社外役員」といいます。）との間に、その責任を一定額に限定する契約（以下「責任限定契約」といいます。）を締結することができます。

今回、社外役員として優秀な人材を迎えることができるよう、また社外役員が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、社外役員との間に責任限定契約を締結することができるようにしたいと考えます。

責任限定契約を締結するためには、あらかじめ定款に同契約を締結できる旨を定める必要がありますので、責任限定契約に関する規定を設ける旨の定款変更を行うことについて、ご承認をお願いするものであります。

なお、第29条第2項（社外取締役との責任限定契約）の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

| 現 行 定 款                                                                                                                                                            | 変 更 案                                                                                                                                                                                          |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>（取締役の責任免除）</p> <p>第29条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> | <p>（取締役の責任免除）</p> <p>第29条</p> <p style="text-align: center;">&lt;現行どおり&gt;</p> <p style="text-align: center;"><u>2 当社は、社外取締役との間に、会社法第423条第1項の責任につき、その責任を法令の定める限度額に限定する旨の契約を締結することができる。</u></p> |
| <p>（監査役の責任免除）</p> <p>第39条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> | <p>（監査役の責任免除）</p> <p>第39条</p> <p style="text-align: center;">&lt;現行どおり&gt;</p> <p style="text-align: center;"><u>2 当社は、社外監査役との間に、会社法第423条第1項の責任につき、その責任を法令の定める限度額に限定する旨の契約を締結することができる。</u></p> |

## 第2号議案 取締役7名選任の件

取締役7名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、新たに取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)           | 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況等                                                                                                                                                                         | 所有する当社の株式数 |
|-------|------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | 木村正輝<br>(昭和4年10月27日生)  | 昭和29年9月 当社設立、当社取締役<br>昭和33年10月 当社代表取締役社長<br>平成10年9月 TG Finetech Inc. 代表取締役社長<br>平成24年6月 当社代表取締役会長<br>平成26年6月 当社取締役会長 (現任)                                                                         | 1,088,370株 |
| 2     | 木村有仁<br>(昭和51年1月19日生)  | 平成13年4月 日本電気㈱入社<br>平成15年4月 当社入社<br>平成18年4月 当社経営企画部長<br>平成19年6月 当社取締役<br>平成20年6月 当社常務取締役<br>平成23年2月 当社常務取締役感光材事業本部長<br>兼 エネルギー事業部長<br>平成24年6月 当社代表取締役社長 (現任)<br>TG Finetech Inc. 代表取締役社長 (現任)      | 694,800株   |
| 3     | 出来彰<br>(昭和28年1月25日生)   | 昭和51年4月 ブロクター・アンド・ギャンブル・ジャパン㈱入社<br>平成6年9月 同社滋賀工場長<br>平成12年5月 同社プロダクトサブライマネージャー<br>平成20年7月 当社入社 調達部門長<br>平成22年6月 当社取締役調達部長 (現任)                                                                    | 2,000株     |
| 4     | 渡辺宏一<br>(昭和37年10月25日生) | 昭和60年4月 千葉トヨタ自動車㈱入社<br>昭和63年9月 リンナイ㈱入社<br>平成元年6月 当社入社<br>平成11年4月 当社営業本部物流営業課長<br>平成15年4月 当社ロジスティック事業本部長<br>平成17年6月 当社取締役<br>平成23年5月 当社取締役ロジスティック事業部長<br>兼 環境安全部長<br>平成27年5月 当社取締役ロジスティック事業部長 (現任) | 6,900株     |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                               | 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況等                                                                                                                                                                                                                                                       | 所有する当社の株式数 |
|-------|--------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 5     | もり やすし<br>森 寧<br>(昭和28年8月11日生)             | 昭和58年4月 ㈱東芝入社<br>平成17年5月 同社マイクロ燃料電池開発センター長<br>平成21年8月 東芝電子エンジニアリング㈱要素技術センター参事<br>平成24年10月 当社入社 研究開発推進部 部長<br>兼 感光材研究所長<br>兼 知的財産権部長<br>平成25年4月 当社研究開発推進部長<br>兼 感光材研究所長<br>平成25年6月 当社執行役員研究開発推進部長<br>兼 感光材研究所長<br>平成26年6月 当社取締役研究開発推進部長<br>兼 感光材研究所長<br>平成26年7月 当社取締役感光材研究所長(現任) | 1,000株     |
| 6     | さか ま よし のぶ<br>坂 間 好 展<br>(昭和32年9月28日生)     | 昭和56年4月 ㈱千葉銀行入行<br>平成17年6月 同行香港支店長<br>平成20年6月 同行市川支店長<br>平成21年6月 同行執行役員営業開発部長<br>平成23年6月 東方興業㈱常務取締役<br>平成26年6月 当社取締役(財務担当)<br>平成27年5月 当社取締役経営管理本部長(現任)                                                                                                                          | 1,000株     |
| 7     | ※<br>とり い むね とも<br>鳥 井 宗 朝<br>(昭和27年3月3日生) | 昭和51年4月 松下電工㈱(現パナソニック㈱)入社<br>平成15年12月 同社経営執行役<br>平成18年4月 同社常務取締役電子材料本部長<br>平成22年4月 同社専務取締役電子材料本部長<br>平成24年10月 ダイソー㈱執行役員営業本部副本部長<br>平成25年3月 同社執行役員機能材事業部長<br>平成25年6月 同社取締役上席執行役員機能材事業部長(現任)                                                                                      | 0株         |

(注)

- ※は新任の取締役候補者であります。
- 各取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
- 鳥井宗朝氏は社外取締役候補者であります。  
同氏が社外取締役とした理由は、経営者としての幅広い知識・経験を有しておりますことから、当社の社外取締役として、独立性をもって経営の監視を遂行するに適任であります。そのことにより、取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化に繋がるものと判断し、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。
- 当社は社外取締役候補者である鳥井宗朝氏の選任が承認された場合、期待された役割を十分に発揮できるよう責任限定契約を締結する予定であります。ただし、第1号議案定款一部変更の件が、承認可決されることを条件といたします。  
なお、その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外取締役が任務を怠ったことによって損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
  - ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について、善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。
5. 鳥井宗朝氏が社外取締役に就任した場合、同氏は(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。

### 第3号議案 監査役1名選任の件

監査役宮崎 誠氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

| 氏 名<br>(生 年 月 日)                  | 略歴、当社における地位、及び<br>重要な兼職の状況等                                                                                                                                                                                    | 所有する当社<br>の株式数 |
|-----------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| みやま ざき 誠<br>宮 崎 誠<br>(昭和25年1月1日生) | 昭和50年4月 東燃石油化学㈱(現 東燃化学(同))入社<br>平成9年3月 トーネックス㈱製造部長<br>平成14年11月 同社取締役製造・技術部長<br>平成17年4月 エクソンモービル(有) 化学品本部内部統制部長<br>インフィニウムジャパン㈱ 監査役<br>平成21年10月 日本ブチル㈱常勤監査役<br>平成22年12月 宮崎環境エネルギー研究所代表(現任)<br>平成23年6月 当社監査役(現任) | 1,000株         |

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 宮崎 誠氏は社外監査役候補者であります。  
なお、当社は宮崎 誠氏を㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
3. 宮崎 誠氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏は企業経営に長年にわたって携わり、各分野において豊富な経験と高い見識を有しており、監査機能を発揮していただけることを期待したためであります。
4. 宮崎 誠氏は現在当社の社外監査役であり、その就任してからの年数は、本総会終結のときをもって4年であります。
5. 当社は社外監査役候補者である宮崎 誠氏の選任が承認された場合、期待された役割を十分に発揮できるよう責任限定契約を締結する予定であります。ただし、第1号議案定款一部変更の件が、承認可決されることを条件といたします。
- ・社外監査役が任務を怠ったことによつて損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
  - ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について、善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

### 第4号議案 役員賞与支給の件

当期末(当事業年度末)時点の取締役7名及び監査役3名に対し、当期(当事業年度)の業績等を勘案して、役員賞与総額3,441万円(取締役分2,923万円、監査役分518万円)を支給いたしたいと存じます。

なお、各取締役及び各監査役に対する金額は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

### 第5号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役報酬額は、平成6年5月26日開催の第44回定時株主総会において、年額150,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない）とご承認いただき、今日に至っておりますが、優秀な人材の継続的な確保等を考慮し、これを年額240,000千円以内（社外取締役分は30,000千円以内）と改定させていただきたいと存じます。

なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

対象となる取締役の員数は、第2号議案が原案どおり承認されますと7名（うち社外取締役1名）となります。

### 第6号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任される島川 優氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等については取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

| 氏名          | 略歴                                                                                                                                                                       |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| しま 島 かわ 川 優 | 平成24年6月 当社取締役総務部長<br>兼 研究開発推進部長<br>平成24年12月 当社取締役総務部長<br>兼 研究開発推進部長<br>兼 事業開発部統括部長<br>平成25年7月 当社取締役事業サポート部長<br>兼 事業開発部統括部長<br>平成26年7月 当社取締役事業サポート部長<br>平成27年5月 当社取締役（現任） |

**第7号議案** 監査役に対する退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

当社は平成27年6月26日をもって、監査役の退職慰労金制度を廃止することを、平成27年5月8日開催の当社取締役会において決議いたしました。

これに伴い、現在、在任中の監査役3名に対し、それぞれの就任時から本定時株主総会終結の時までの在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

また、贈呈の時期は、監査役を退任する時といたしたいと存じます。なお、その具体的な金額、支給の方法等につきましては、監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

打切り支給の対象となる監査役の略歴は、次のとおりであります。

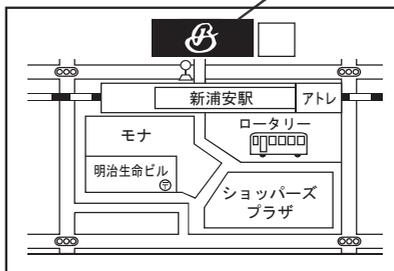
| 氏名                | 略歴                |
|-------------------|-------------------|
| はぎ秋 原 しょう 正 一     | 平成20年6月 当社監査役（現任） |
| みや宮 さき 崎 まこと 誠    | 平成23年6月 当社監査役（現任） |
| ほん本 ま 間 たつ 達 ぞう 三 | 平成24年6月 当社監査役（現任） |

以 上



# 株主総会会場ご案内図

会 場 千葉県浦安市美浜 1-9  
浦安ブライトンホテル 1階 フィースト  
電 話 047 (355) 7777



## <交通のご案内>

(電車) ○ JR京葉線新浦安駅より徒歩1分(改札口を出て「アトレ」入口手前を左折)

(東京ベイシティ交通バス)

- 東西線浦安駅(浦安駅入口)発舞浜駅行(2系統)新浦安駅北口下車1分
- 東西線浦安駅(浦安駅入口)発マリナイースト21行(3系統)新浦安駅下車1分